

議案第12号

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

東久留米市都市公園条例（昭和54年東久留米市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小山第10緑地	〃	小山四丁目1106番18
---------	---	--------------

」を

「

小山第10緑地	〃	小山四丁目1106番18
前沢第6緑地	〃	前沢一丁目968番8

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに都市公園を設置するため、規定を整備する必要がある。